

徳島県病院局管理規程第二号

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年一月二十三日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程（令和二年徳島県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中、「三十万八千六百円」を「三十万九千二百円」に、「四十二万三千八百円」を「四十一万四千五百円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和五年四月一日から適用する。